

令和3年2月

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまへ

日本ワイド少額短期保険株式会社

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害をうけられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っております。

【災害救助法適用に伴う特別措置について】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、更新契約のお手続きならびに保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は弊社担当窓口までご連絡下さい。

事故受付専用ダイヤル：0120-519-482（24時間365日対応）

弊社担当窓口：0120-767-081（平日9:00～17:00）

災害救助法の適用地域

対象地域	法の適用日	被害の状況	備考
【福島県】 福島市 （ふくしまし） 郡山市 （こおりやまし） 白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし）	2月13日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち) 伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしま ち) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさ とまち) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち) 双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち) 双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかま ち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)			
--	--	--	--

以上